

取引規程改定および起動費他の事後精算に関する意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	取引ガイド（案）	P.11	確認	取引ガイドP.11 「⑦ 以下に該当する場合、需給調整市場に参入できないものとする。」に、「原則として～代表契約者を選任または選任を予定しているとき。」とあります。 今回の改訂にて、「原則として」が追記されたと認識しております。 この意図について明確な理解を行いたく、確認をさせていただきます。 代表契約者制度を利用している場合においても、BG内（親BG・子BG）でインバランスの責任の所在が明確になっているのであれば、低圧・機器点での参入は可能という理解でよいでしょうか。 ご確認・ご回答お願いいたします。			受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における代表契約者を選任または選任を予定しているときは、以下の点にご留意いただくことで参入可能となります。 【ご留意いただく内容】 ・属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」の「電力および電力量の算定」により、代表契約者および機器点リソースが存在する地点に供給する小売電気事業者が属する需要BGに係るインバランスについて、同地点における発電インバランスの補正の影響（発電量調整供給に係る低圧機器点調整電力量が含まれる）を受ける可能性があること（インバランスにおける責任の所在が代表契約者となる点を小売電気事業者間で調整いただく必要があります）。 なお、現時点では、上記をご留意いただいたうえで、システム対応可能なエリアに限り参入可能となります。詳細については、属地エリアの一般送配電事業者へお問合せください。
2	取引規程（案）	第2章 第13条ト (二)	確認	代表契約者制度を利用している場合においても、BG内でインバランスの責任の所在が明確になっている場合、低圧・機器点の市場参入不可要件に該当しない、という理解でよい か。 ----- 原則として、受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点において発電 量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地 エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における代表契約者を選任または 選任を予定しているとき			受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における代表契約者を選任または選任を予定しているときは、以下の点にご留意いただくことで参入可能となります。 【ご留意いただく内容】 ・属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」の「電力および電力量の算定」により、代表契約者および機器点リソースが存在する地点に供給する小売電気事業者が属する需要BGに係るインバランスについて、同地点における発電インバランスの補正の影響（発電量調整供給に係る低圧機器点調整電力量が含まれる）を受ける可能性があること（インバランスにおける責任の所在が代表契約者となる点を小売電気事業者間で調整いただく必要があります）。 なお、現時点では、上記をご留意いただいたうえで、システム対応可能なエリアに限り参入可能となります。詳細については、属地エリアの一般送配電事業者へお問合せください。
3	取引ガイド（案）	P.79	確認	代表契約者制度を利用している場合においても、BG内でインバランスの責任の所在が明確 になっている場合、低圧・機器点の市場参入不可要件に該当しない、という理解でよい か。 ----- 原則として、受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点において発電 量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地 エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における代表契約者を選任または 選任を予定しているとき			受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における代表契約者を選任または選任を予定しているときは、以下の点にご留意いただくことで参入可能となります。 【ご留意いただく内容】 ・属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」の「電力および電力量の算定」により、代表契約者および機器点リソースが存在する地点に供給する小売電気事業者が属する需要BGに係るインバランスについて、同地点における発電インバランスの補正の影響（発電量調整供給に係る低圧機器点調整電力量が含まれる）を受ける可能性があること（インバランスにおける責任の所在が代表契約者となる点を小売電気事業者間で調整いただく必要があります）。 なお、現時点では、上記をご留意いただいたうえで、システム対応可能なエリアに限り参入可能となります。詳細については、属地エリアの一般送配電事業者へお問合せください。
4	取引規程（案）	P.11,79	確認	代表契約者制度を利用している場合においても、BG内でインバランスの責任の所在が明確 になっているのであれば、低圧・機器点の市場参入不可要件に該当しない、という理解で よい か。		p.11、79において、「原則として、（中略）代表契約者を選任または選任を 予定しているとき。」 “原則として、”をご追記頂きましたので、その内容を 確認させて頂くためです。	受電電圧が低圧で機器点参入に用いるリソースが属する受電点において発電量調整供給契約を締結している場合であって、当該受電点の接続供給契約において、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における代表契約者を選任または選任を予定しているときは、以下の点にご留意いただくことで参入可能となります。 【ご留意いただく内容】 ・属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」の「電力および電力量の算定」により、代表契約者および機器点リソースが存在する地点に供給する小売電気事業者が属する需要BGに係るインバランスについて、同地点における発電インバランスの補正の影響（発電量調整供給に係る低圧機器点調整電力量が含まれる）を受ける可能性があること（インバランスにおける責任の所在が代表契約者となる点を小売電気事業者間で調整いただく必要があります）。 なお、現時点では、上記をご留意いただいたうえで、システム対応可能なエリアに限り参入可能となります。詳細については、属地エリアの一般送配電事業者へお問合せください。
5	取引ガイド（案）	P.140	確認	各リスト・パターンまたはマスタパターンの要件として、「取引会員間の需要リソースに 重複がないことおよび需要リソースが複数の小売電気事業者（中略）に所属していないこ と。ただし、供出電力（30分）が明確に区別・区分可能なことを属地TSOが認めた場合 は、この限りではない。」との記載があります。 本要件の解釈について確認させていただきます。本記載は、いわゆる分割供給地点については 原則として本制度に参加できないという理解でよろしいでしょうか。あわせて、ただし書 きにある「供出電力（30分）が明確に区別・区分可能なことを属地TSOが認めた場合」と は、どのようなケースを想定されているのかについてもご教示ください。 また、「取引会員間の需要リソースに重複がないことおよび需要リソースが複数の（中 略）特定卸供給事業者に所属していないこと。」との記載についても確認させてくださ い。ここでいう「複数の特定卸供給事業者に所属していない」とは、複数の特定卸供給事 業者の需要抑制バラシンググループに同一の需要リソースが所属していないことを指す のか、あるいは、例えば当該需要家が容量市場の発動指令電源と需給調整市場において需 要リソースとして供出する場合において、同一の特定卸供給事業者とのみ各市場で取引す ることを求める趣旨を指すのかについて、解釈をご教示いただければ幸いです。			分割供給地点については原則として需給調整市場に参加できないことについてはご認識のとおりです。 ただし書きにある「供出電力（30分）が明確に区別・区分可能なことを属地TSOが認めた場合」については、個別の判断が必要となりますので、詳細は属地 エリアの一般送配電事業者へご相談ください。 また、「複数の特定卸供給事業者に所属していない」とは、同一の需要リソースが、複数の特定卸供給事業者の需要抑制バラシンググループに所属していな いことを指します。

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
6	取引ガイド（案）	P.655	確認	取引ガイドP655「2-11. 持ち下げ・起動費の扱い」において、「提供期間にΔkWを供出するために起動しなかった場合は起動費単価分を返還していただきます。」との記載があります。 本記載の適用について確認させてください。リソースの特性上、起動に要する時間が応動時間を超過する場合には、指令の有無にかかわらず提供期間前に起動操作を行う必要があり、結果として提供期間中における指令の有無に関係なく起動が発生するケースが想定されます。このような場合には、「提供期間にΔkWを供出するために起動しなかった場合」には該当せず、起動費単価分の返還は発生しないものと理解しております。 そのうえで、当該起動費については「需給調整市場（起動費他事後精算）に関する契約書の覚書（案）」に基づく事後精算の対象として取り扱われるとの理解でよろしいか、ご教示いただけますと幸いです。			ご記載のとおり、提供期間においてΔkWを供出するために起動した場合は、「提供期間にΔkWを供出するために起動しなかった場合」には該当しないことから、起動費単価分の返還は発生しません。 また、ΔkW単価に起動費等を計上された場合で、ブロックを連続させた入札において全ブロック全量約定している場合には、起動費等の未回収は生じませんので、「需給調整市場（起動費他事後精算）に関する契約書の覚書」にもとづく事後精算の対象にはなりません。 一方で、ΔkW単価に起動費等を計上された場合で、ブロックを連続させた入札において約定と不落（一部不落を含む）が混在する場合には、当該不落（一部不落を含む）分における起動費等については未回収が生じることになるため、「需給調整市場（起動費他事後精算）に関する契約書の覚書」にもとづく事後精算の対象となります。
7	【説明資料】 起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について（案）	P.11,16	確認	「起動費等の事後精算の対象について」（資料P11）において、全量不落時の機会費用に関し、「※1 約定ブロックのΔkW供出に伴い全量不落ブロックにおいて最低出力の維持が必要な場合、当該ブロックの機会費用を事後精算対象とする。」との記載があります。 一方で、同資料P16の「②全量不落」のパターンイメージでは、最低出力までの発電電力量の機会費用が対象となっているブロックが図示されていないように見受けられます。このため、ここでいう「最低出力の維持が必要な場合」とは、どのような状況を想定しているのかについて確認させてください。 例えば、リソースの特性上、約定ブロックのΔkW供出に備えるため、直前の不落ブロックにおいても最低出力を維持した運転を行わざるを得ない場合など、技術的制約により最低出力運転を継続する必要が生じるケースが該当するとの理解でよろしいでしょうか。			16スライドは、全量不落ブロックにおいて最低出力までの発電電力量の機会費用が発生しない一般的なケースを例示したものになります。 なお、全量不落ブロックにおいて最低出力までの発電電力量の機会費用が事後精算の対象となるケースは、ご提示のようなリソースの技術的な制約等により入札したブロックにおける期間の前後において発電計画があり、当該入札したブロックにおける期間に最低出力を維持するために連続運転を行ったケースを想定しております。 また、その場合、15スライドの※2に記載のとおり「②全量不落」の精算パターンでは「不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式作成支援ツール」の都合上、「最低出力までの発電電力量の機会費用単価」欄へ当該機会費用分を入力することができないため、属地エリアの一般送配電事業者と事前に確認の上、精算対象と確認された場合に「MMS起動費単価」欄へ最低出力までの発電電力量の機会費用を加算し、ご提出ください。
8	【説明資料】 起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について（案）	P.40	確認	約定単価内訳兼返還情報様式や作成支援ツールは、いつ頃リリース予定でしょうか？			2026年3月31日に公表いたしました。 【掲載先URL】 https://www.eprx.or.jp/outline/announcement.html
9	【説明資料】 起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について（案）	P.9	確認	※5に「起動供出機または持ち下げ供出機が1日のうち1ブロック以上落札している場合」との記載がありますが、持ち下げ供出機のみが約定した場合には、(起動供出機)の起動費未回収相当額は事後精算の対象外となるとの理解で相違ないでしょうか。			ご認識に相違がございます。 持ち下げ供出機のみが約定した場合においても、持ち下げ供出機のΔkWを供出するために、需給調整市場に応札したものの結果的に約定できなかった起動供出機を起動した場合、起動供出機における起動費等が発生するため、当該費用は事後精算の対象となります。 ただし、電源の持ち替えによる応札は、持ち下げ供出機と起動供出機がセットで約定することで意味を成すものであることから、両者の入札価格は合理的な設定をお願いします。
10	【説明資料】 起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について（案）	P.11	確認	※1に「約定ブロックのΔkW供出に伴い全量不落ブロックにおいて最低出力の維持が必要な場合、当該ブロックの機会費用を事後精算対象とする」との記載がありますが、2025/10/31公表の今回の意見募集結果No.16において示された「BG稼働との間が不落であった場合」に事後精算が認められるようなケースは、本記載に該当するとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、※1では最低出力までの機会費用が事後精算対象と記載されておりますが、停止・再起動にかかる費用が安価な場合においても、最低出力までの機会費用が事後精算対象となる理解でよろしいでしょうか？			ご理解のとおりです。 リソースの技術的な制約により、前後のBG稼働を行うため停止・再起動が間に合わず連続運転を行った場合、停止・再起動にかかる費用に対する最低出力までの発電電力量の機会費用の多寡に関わらず、最低出力までの発電電力量の機会費用が事後精算の対象となります。 なお、「停止・再起動にかかる費用」と「最低出力までの発電電力の機会費用」の比較については、実際に停止・再起動した場合に行うものとなります。
11	【説明資料】 起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について（案）	P.15	確認	現在EPRXホームページで公表されている「不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式 作成支援ツール（2026/3/14以降）」において、C列で選択可能な精算パターンについて、精算パターン名およびパターン数が本説明資料の記載内容と一致していないように見受けられます。 (例：通常単価による入札時と加重平均単価による入札時で、支援ツール上は精算パターンが区別されている一方、本資料ではパターン⑥および⑧を除き共通の整理となっている点など。) 最終的には本説明資料のパターン構成に統一される予定か、ご教示ください。			本説明資料における精算パターンは、精算の考え方を説明するための記載例を示したものであり、支援ツール上で選択可能な精算パターンを網羅的に示したものではありません。 このため、精算パターン名やパターン数について、不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式作成支援ツールで選択可能な精算パターンと一致していない点については、ご了承ください。 なお、本説明資料のパターン構成に統一する予定はございません。
12	【説明資料】 起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について（案）	P.19,20	確認	パターン⑦-2および⑦-3について、一部不落の場合は約定間であるか否かにかかわらず事後精算対象は同一であるとの理解ですが、精算パターンとしては区別する整理となるのでしょうか。			パターン⑦-2および⑦-3について、ご記載のとおり事後精算の対象となる点に変わりはありません。 これまで11スライドのようなマトリクスで、一部不落と約定間一部不落を区別していたことから、入念的に19、20スライドにおいても精算パターンを区別してイメージ図を例示しております。
13	取引規程（案）	第1章 第2条（136）	意見	新たに起動費単価分の定義として、『「当該リソースの起動に係る費用」とは、需給調整市場システムに登録するV3単価（当該リソースごとの、1回あたりの起動費）に該当する費用をいう。』と追記されたが、弊社は起動費単価分V3と起動過程に要する費用を合計して登録しており、V3のみに変更するためにはシステム改修が必要となる。システム改修を要する事業者に対して経過措置の配慮をお願いしたい。	システム改修を要する事業者に対して経過措置	現状起動費単価分がV3のみではない事業者はシステム改修が必要となるため	今回の起動費単価分の定義の明確化は、電力・ガス取引監視等委員会第9回制度設計・監視専門会合（2025年5月23日）資料4にて報告された起動費過回収事案を受けての改定になります。 ただし、システム改修が間に合わないといった事情により、ΔkW単価に計上された「起動費単価分」にV3相当の単価のみの登録が直ちにできない場合は、電力・ガス取引監視等委員会事務局殿へ事前に連絡し了承を得て、さらに属地エリアの一般送配電事業者との協議が整えば、当面は「起動費単価分」に登録する単価はV3相当でなくても可としますが、V3相当の単価のみの登録ができるようになった際は、直ちに電力・ガス取引監視等委員会事務局殿および属地エリアの一般送配電事業者へ事前に連絡をお願いします。 (電力・ガス取引監視等委員会へ確認済み) 【参考】第9回制度設計・監視専門会合資料4 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_systemsurveillance/pdf/009_04_00.pdf#page=33
14	【説明資料】 起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について（案）	P.12	確認	精算の対象となる「加重平均起動費」について、p.12には「※3 加重平均のΔkW価格から加重平均前のΔkW価格のうち、機会費用、一定額等を差し引いた価格とする。」と記載がありますが、p.26の①G1の説明では「起動供出機および持ち下げ供出機の加重平均価格から最低出力までの発電電力量の加重平均機会費用相当額および起動供出機（加重平均単価）の一定額等を差し引いた価格」と記載があります。 こちらはp.26の記載（加重平均後の単価同士で減算）が正しいでしょうか？（p.12の記載に従い加重平均後の入札価格から加重平均前の機会費用を引くとマイナスになる場合があるため）	p.12※3の記載についてp26の記載と平仄を合わせる		ご指摘のとおり、12スライドを修正いたします。
15	【説明資料】 起動費等および経済差替時の扱いに関する事後精算について（案）	P.39	確認	加重平均単価を用いた場合の起動費等の返還について、データはCSV形式で出力することになっていますが、市場区分（DCM/DAM）毎にファイルに分ける必要がありますか？			市場区分ごとにファイルに分ける必要はございませんので、同一ファイルでご提出ください。

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
16	【説明資料】 起動費 等および経済差替時 の扱いに関する事後 精算について（案）	P.10	確認	誤植の修正提案 （条件項目：発電計画） 現状：事後精算の申請対象ブロック "が" 入札したブロックの発電計画が、～ 修正案：事後精算の申請対象ブロック "で" 入札したブロックの発電計画が、～			ご指摘のとおり、誤植でしたので10スライドを修正いたします。
17	【説明資料】 起動費 等および経済差替時 の扱いに関する事後 精算について（案）	P.13,38,45	意見	提供期日を「翌月の第1営業日」から「翌月の第5営業日」など猶予をいただきたい。	提出期日を翌月の第5営業日に延期	2026年度の日週間商品30分コマ化に伴って精算対象の増加も予想されること から、期日の延期を希望する。5営業日では一般送配電事業者側の精算対応が 困難なのであれば、精算月を1ヶ月後ろに送ることも含めご検討いただきた い。応札量増加を目的に事業者に持ち下げ供出を促す観点でも、提出期日に開 する猶予は重要と考える。	事後精算の対象については実需給時点で把握することが可能であり、取引会員は事象ごとに不約定単価内訳兼起動費事後精算情報様式および経済差替理由書を 管理していただくものと認識しております。そのため、翌月第1営業日まで実務時間の裕度を確保できておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。 なお、年末年始やゴールデンウィーク等のため、第1営業日に当該提出様式を提出できない場合は、事前に属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
18	需給調整市場（起動 費他事後精算）に関 する契約書の覚書 （案）	第1条（6）	確認	「最低出力までの発電電力量の機会費用」の記載がやや不明瞭のため、修正してはどうか。	下記赤字文章を、以下のように修正してはどうか。 修正前：または、約定ブロックにおいてΔkWを供出する 電源について不落ブロックにおいても最低出力を維持 したことにより生じる当該電源の最低出力までの発電電 力量の卸電力市場価格（スポット市場価格（実績）とす る）と限界費用との差額 修正後：または、連続入札単位のうち一部のブロックが 不落ブロックとなり約定ブロックにてΔkWを供出する 電源について、不落ブロックにおいても最低出力を維持 したことにより生じる当該電源の最低出力までの発電電 力量の卸電力市場価格（スポット市場価格（実績）とす る）と限界費用との差額	ここでは、“連続入札単位のうち不落ブロックとなったブロックを連続運転と した機会費用”だと理解しているため、それが分かるように修正。	本号は「最低出力までの発電電力量の機会費用」を概念的に定義したものであり、起動費等の事後精算の対象となる入札形態や不落の取扱いについては第2条 において個別具体的に規定しております。 このため、元案のとおりとさせていただきます。
19	取引規程（案）	別表2～4	確認	別表2～4が削除されているが、規程本文中には参照するような文言がある。			今回の意見募集では、ホームページにご案内のとおり、意見募集の対象となる条文のみ抜粋しておりました。 そのため、意見募集時は別表2～4を掲載しておりませんでした。公表版では掲載しております。